

## 新日韓漁業協定の意義 : 資源管理の国際協力をめざして

|          |  |
|----------|--|
| その他のタイトル | Significance of the New Japanese-Korean Fisheries Agreement : in Search for Conservation of the Living Resources |
| 著者       | 坂元 茂樹  |
| 雑誌名      | 關西大學法學論集   |
| 巻        | 49   |
| 号        | 4  |
| ページ      | 425-453  |
| 発行年      | 1999-10-30   |
| URL      | <a href="http://hdl.handle.net/10112/00024466">http://hdl.handle.net/10112/00024466</a>                          |

# 新日韓漁業協定の意義

——資源管理の国際協力をめざして——\*

坂  
元  
茂  
樹

## 目次

- 一 はじめに
- 二 国連海洋法条約における排他的経済水域での資源管理メカニズム
- 三 日本の資源管理に関する国内立法と旧日韓漁業協定
  - 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律—TAC制度の導入
  - 2 日本の国内立法と旧日韓漁業協定の矛盾
- 四 新日韓漁業協定の締結とその意義
  - 1 新日韓漁業協定締結の経緯
  - 2 新日韓漁業協定の合意内容
    - (1) 合意の性格—漁業秩序に関する境界画定
    - (2) 相互入会制度
    - (3) 日韓漁業共同委員会の役割
    - (4) 沿岸国主義の採用
    - (5) 暫定水域
    - (6) 紛争解決その他
- 五 おわりに

一 はじめに

国連海洋法条約は、二〇〇海里の排他的経済水域に対する沿岸国の主権的権利を承認し（第五五条及び第五六条）、当該水域における沿岸国の海洋生物資源の保存管理を義務づけている。同条約は一九九四年一月一六日に効力を発生したが、韓国は一九九六年一月に、日本は同年六月にそれぞれ条約を批准し、その当事国となった。それに伴い、日本は一九七七年に制定していた「漁業水域に関する暫定措置法」を廃止し、二〇〇海里排他的経済水域を設定するために「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」を、また、同水域における漁業と同水域の海洋生物資源の保存及び管理を図るために、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」（以下、漁業主権法）及び「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下、TAC法）を制定した。<sup>(2)</sup> 日本は、これらの国内立法により、国連海洋法条約に立脚した効果的な資源管理体制の確立をめざした。韓国も同様の観点から同年八月に排他的経済水域法を制定した。<sup>(3)</sup>

いうまでもなく、日本と韓国との漁業関係は、一九六五年に締結された日韓漁業協定（以下、旧協定）によりこれまで規律されていた。同条約は、「それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域（以下『漁業に関する水域』という。）として設定する権利を相互に認め」（第一条一項）とともに、「漁業に関する水域の外側における取締り（停船及び臨検を含む。）及び裁判管轄権は、漁船の属する締約国のみが行ない、及び行使する」（第四条一項）という旗国主義を採用していた。かかる条約体制は、沿岸国に二〇〇海里の排他的経済水域での生物資源の保存管理を義務づけている国連海洋法条約の制度とは大き

く異なっている。その意味で、朴椿浩国際海法裁判所裁判官が述べるように、「二〇〇海里排他的経済水域の時代にあつて、一九六五年の日韓漁業協定が定める二二海里を超える海域に沿岸国が外国漁民に漁獲を許す慣行は、もはや時代遅れになつて」いるのであり、「いずれの当事者もこの事実に基づいており、同協定を実質的に改定する必要又は廃棄することさえ承知」する状況にあつた。<sup>(4)</sup> こうして、一九九六年五月より、日韓両国は旧協定の改定交渉を開始したが、双方の立場の違いは大きく、なかなか合意が得られない状況が続いていた。

こうした中で、日本は、一九九六年六月に改正した「領海及び接続水域に関する法律」において、通常基線に加えて直線基線を採用し、当該直線基線は国連海洋法条約に従い政令で定めるとした(第二条一項及び二項)。一九九七年一月一日、領海法施行令の一部を改正する政令が施行された。それにより、政令に基づき直線基線を採用した沿岸では、領海の幅員は従来通り一二海里であるが、通常基線を採用していたころとは異なり、新領海が旧領海の外側に張り出す事態が生じた。<sup>(5)</sup> その結果、日本の領海は従来よりも一三%増え、韓国漁船は約五万平方キロの漁場を喪失する事態となつた。<sup>(6)</sup> そこで、通常基線による二二海里漁業水域を定めていた旧協定との絡みで、かつては操業が認められていたが日本の新領海となつたために操業が禁止されることになつた海域での、韓国漁船の拿捕事件が相次ぐこととなつた(たとえば、第九〇九テドン号事件や第三満久号事件)<sup>(7)</sup>。こうした中、新領海を超える「排他的経済水域における生物資源の維持・管理をよりの確に行うとの観点から」、<sup>(8)</sup> 一九九八年一月二三日、日本政府は、旧協定の「この協定は、五年間効力を存続し、その後は、いずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する」(第一〇条二項)との規定に基づき、旧協定を終了させる意思を韓国政府に通告した。この通告により、旧協定は一九九九年一月二三日午前〇時をもって終了することとなつた。日本政府は、こ

の間に、それまで暗礁に乗り上げていた新漁業協定の締結交渉を行い、新協定の締結をめざすこととなった。<sup>(9)</sup>これに対し韓国政府は、日本の措置を「非友好的行為」と強く批判し、これまで日韓で申し合わせてきた北海道近海などでの操業の自主規制を無期限に中断する対抗措置をとった。<sup>(10)</sup>その結果、新漁業協定の締結交渉は一次中断のやむなきに至ったが、金大中大統領の就任後再開され、一九九八年九月二五日に両国は基本合意に達した。その後、同年一月二八日に鹿兒島にて両国外相が新日韓漁業協定に署名し、一九九九年一月二日、ソウルで批准書が交換され、同協定は即日発効した。

本小論は、こうした紆余曲折を経て締結された新日韓漁業協定の締結の経緯とその意義を明らかにするものである。そこで、新協定の合意内容の分析に入る前に、同協定に反映されることになった国連海洋法条約における排他的経済水域での海洋生物資源の保存管理の制度について一瞥しておきたい。

## 二 国連海洋法条約における排他的経済水域での資源管理メカニズム

国連海洋法条約は、排他的経済水域における沿岸国の漁業権の行使と他の国の漁業権益の調整について、次のような規定を置いている。すなわち、「沿岸国は、自国の排他的経済水域における生物資源の漁獲可能性を決定する」(第六一条一項)とともに、同水域における「自国の漁獲能力を決定する」(第六二条二項)。そして、「沿岸国は、自国が漁獲可能性のすべてを漁獲する能力を有しない場合には、協定その他の取極により、……漁獲可能性の余剰分の他の国による漁獲を認める」(同条二項)という制度が採用されている。その際、沿岸国には、「排他的経済水域における生物資源の最適利用の目的を促進する」(同条一項)との視点が求められる。<sup>(11)</sup>こうした海洋法条約の条文構造は、

ある論者の表現を借りれば、「漁獲可能量」という一定のサイズのケーキをスライスし、沿岸国が欲しい分だけのスライス（「自国の漁獲能力」）をとり、残りのスライスが「余剰分」という図式になる。<sup>(12)</sup>

忘れてはならないのは、本制度の最も基本的な概念である「漁獲可能量」(allowable catch) は、<sup>(13)</sup>「最大持続生産量を実現することのできる水準に漁獲される種の資源量を維持し又は回復すること」(第六一条三項) を目的とするものであるということである。そのために、沿岸国には、「自国が入手することのできる最良の科学的証拠を考慮」(同条二項) することが求められている。もちろん、沿岸国に求められているのは科学的証拠を「考慮する」ことであり、それに「基づかせる」ことではないし、<sup>(14)</sup>しかもそうした科学的証拠は「自国が入手することができる」ものであれば足りるわけで、科学的証拠に基づく厳密な客観的算定は必ずしも沿岸国に要求されていない。一方で、こうした規定振りには国際社会を構成する様々な国家の水産学上の知識のレベルを考えれば、現実的考慮から出た合理的要求とも思われる。なぜなら、排他的経済水域における生物資源の「資源量」を、「資源間の相互依存関係」(同条三項) をも考慮しながら正確に算定できる国はあったとしてもごくわずかであるからである。他方で、「環境上及び経済上の関連要因を勘案」(同項) しようとすることで、本来、水産学上客観的であるべき「最大持続生産量」(以下、MSY) が沿岸国の経済政策によって左右されることを明示に許している。すなわち、沿岸国は、漁獲可能量の算定にあたって、水産学上の考慮と経済上の考慮を結合させて決定することができるのである。<sup>(15)</sup>しかし、海洋法条約にあって、科学的知見に基づく漁獲可能量の決定が基本であることは条文の序列からみても明らかであり、その中でMSYが漁獲可能量を決定する場合の中心的概念として位置づけられていることは確かである。

ところで、余剰分の割当てに際して、沿岸国は、「すべての関連要因、特に、自国の経済その他の国家的利益に

とつての当該排他的経済水域における生物資源の重要性、第六十九条〔内陸国の権利〕及び第七十条〔地理的不利国の権利〕の規定、小地域又は地域の開発途上国が余剰分の一部を漁獲する必要性、その国民が伝統的に当該排他的経済水域で漁獲を行ってきた国又は資源の調査及び識別に実質的な努力を払ってきた国における経済的混乱を最小のものにとどめる必要性等の関連要因を考慮する」(第六二条三項) ことができる<sup>16)</sup>とされている。「特に」という文言の挿入からわかるように、沿岸国は他の要因も考慮できるのであり、このリストは網羅的なものではない<sup>16)</sup>。その結果、余剰分とその配分の決定のための基準及び手続は、もっぱら沿岸国の裁量と運用に委ねられることになる<sup>17)</sup>。このことは、かかる決定に関する紛争が、海洋法条約の附属書の強制解決手続から除外されていることから明らかである(第二九七条三項(a))。他方で、漁獲を許された「他の国の国民は、沿岸国の法令に定める保存措置及び他の条件を遵守する」(第六二条四項) ことを求められ、そうした沿岸国の法令は、「(a) 漁業者、漁船及び設備に関する許可証の発給、(b) 漁獲魚種及び漁獲割当の決定、(c) 漁期及び漁場、漁具の種類、漁船の種類、大きさ及び数の規制、(d) 漁獲魚類の年齢や大きさの決定、(e) 漁獲量の統計などの情報の明示、(f) 漁業調査の実施、(g) 監視員等の乗船、(h) 漁獲量の全部又は一部の沿岸国の港への陸揚げ、(i) 合併事業等に関する条件、(j) 要員の訓練及び漁業技術の移転に関する要件、(k) 取締手続」(同項) といった広範な事項に及ぶことになる。さらに、沿岸国は、こうした「法令の遵守を確保するために必要な措置(乗船、検査、拿捕及び司法上の手続を含む)」をとることができる」(第七三条一項) とされる。ただし、「漁業に関する法令に対する違反について沿岸国が科する罰には、……拘禁を含めてはならず、また、その他のいかなる形態の身体刑も含めてはならない」(同条三項) とされる。

このように、国連海洋法条約は、沿岸国に生物資源の保存のために広範な規制権能を与える一方で、生物資源のM

SYを維持できるように保存・管理<sup>18)</sup>を行い、漁獲可能量について最適利用を促進する義務を負わせているのである。こうした海洋法条約の制度の根源にある考え方は、漁業資源は鉱物資源と異なり再生産が可能であるとしても、資源の枯渇を防ぐためには適切な規制が必要であるとする認識である。こうした考え方は、国連海洋法条約採択後、公海漁業資源の過剰漁獲の実態を前に、一九九五年に採択された「ストラドラドラングストック及び高度回遊性魚種の保存及び管理に関する一九八二年二月一〇日の海洋法に関する国際連合条約の規定を実施するための協定」にも反映されている。そこにみられるのは、漁業についての国際社会のスタンスが、漁業者に有利なルールから漁業資源の保存管理に有利なルールへと移行している現実である。<sup>19)</sup>こうした海洋法の新しい流れを考えたとき、旧協定が持つ問題性は明らかであろう。こうした排他的経済水域の海洋生物資源の保存管理に関する海洋法条約の規定を受けて、日本は新たな国内立法を行った。次に、新日韓漁業協定に反映されることになった日本の国内立法の内容を検討してみよう。

### 三 日本 の 資源管理に関する国内立法と旧日韓漁業協定

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律—TAC制度の導入

国連海洋法条約の日本の国会審議は、一九九六年五月一〇日の衆議院本会議における国連海洋法条約及び関連八法案の趣旨説明並びに各党代表による質問を皮切りに、六月七日に参議院本会議で可決されるまで、約一カ月間続いた。衆議院で条約及び関連法案を全会一致で可決した五月二八日、同じく参議院で全会一致で可決した六月七日に「国連海洋法条約の実施に伴う漁業秩序の確立等に関する決議」が採択された。決議の内容はほぼ趣旨で、国連海洋法条約の実施にあたっての新たな日韓・日中漁業協定の締結と漁獲可能量制度の確立等による漁業秩序の維持を政府に求



めるものであった。とりわけ、「資源管理を通じて漁業経営の体質強化を図り、漁業を二十一世紀にふさわしい魅力ある産業として確立するために必要な水産諸政策を積極的に展開」することが決議された。<sup>(20)</sup>

従来、日本における漁業管理及び水産資源の保護は、漁業法及び水産資源保護法によって行われてきた。ここでは、漁業の許可制等を通じて漁船隻数や漁船規模、漁具・漁法、操業海域、操業期間等を規制することで、換言すれば、漁獲能力を規制することで漁業管理を行ってきた。しかし、こうした漁業管理手法では、技術の進歩により漁獲能力が絶えず向上するので、規制が現実には追いつかず、漁獲量が資源量を上回る事態を招くことになる。<sup>(21)</sup> 日本のように漁業密度の高い国では、資源状況の悪化はなおさら不可避免である。そこで、日本は、国連海洋法条約の批准に伴い、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」及び「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令」並びに「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則」を制定し、日本の排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図るため、漁獲可能量(TAC)制度を導入した。

TAC法は、「我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源について、その保存及び管理のための計画を策定し、並びに漁獲量の管理のための所要の措置を講ずる」(第一条)と規定し、海洋生物資源の保存管理のために、農林水産大臣が基本計画を、都道府県知事が都道府県計画を定め、当該計画に基づいて採捕量が漁獲可能量を超えることがないように採捕の停止命令等の漁獲量の管理のための措置を講ずる制度を構築している。<sup>(22)</sup> なお、同法において、漁獲可能量とは、「排他的経済水域等において採捕することができる海洋生物資源の種類ごとの暦年の数量の最高限度をいう」(第二条二項)と定義された。

ところで、同法で日本が採用したTAC制度は、いわゆるオリンピック方式を基本としている。すなわち、漁獲可

能量を個々の漁業者に割り当てることなく自由競争の中で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が漁獲可能量に達した時点で操業を停止させることで漁獲可能量の管理を行うという方式を採用したのである。<sup>(23)</sup> 実は、ひとくちにTAC制度といっても、各国でとられている制度はまちまちである。たとえば、漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行う個別割当方式という制度もある。<sup>(24)</sup> さらに、これには、割当に譲渡性を付与し、ある漁業者が自分に割り当てられた割当量の全量を消化する見込みがない場合には、割当量を他の漁業者に譲渡できる譲渡性個別割当方式がある。<sup>(25)</sup> 日本が個別割当方式を採用しなかった理由は、(1)漁業者や漁船の数が各国に比べ格段に多いこと、(2)日本の漁業が多様な漁業種類によって行われており、個々の漁業者に對して公平かつ平等な割当てを行うことが困難であったからだとされる。<sup>(26)</sup>

なお、日本は、(1)漁業法及び水産資源法に基づく規制（いわゆる人口規制）等を活用することによって、漁獲能力と漁獲可能量をできる限り一致させること、(2)漁獲可能量を漁業種別・海域別等に割り当てることによって、漁業種類を超えた範囲で過度の漁獲競争が生じることを防止すること、(3)漁業者の自主的な話し合いに基づく秩序ある操業が行われるよう協定制度を設けることで、オリンピック方式による先取り競争の弊害を防ごうとしている。<sup>(27)</sup> 実際、各国のTAC制度においても、漁獲量そのものを規制する出口規制だけではなく、操業隻数や操業期間といった漁獲能力を規制する入口規制が併せて行われており、本法でも、「漁業法又は水産資源保護法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図」（第一条）<sup>(28)</sup> として、こうした考え方が採用されている。後述するように、こうした方針は新日韓漁業協定で認められた相互入会の制度において、日本側の排他的経済水域で操業する韓国漁船にも原則的に適用されている。

このように、T A C 法は、国連海洋法条約が沿岸国に認めている海洋生物資源の保存と管理の義務に応じたものであるが、それに止まらない内容をもっている。既述のように、国連海洋法条約が沿岸国に海洋生物資源の保存及び管理を義務づけているのは、排他的経済水域のみであるが、「海洋生物資源は排他的経済水域だけではなく、その内側の領海及び内水にも分布し、これらの海域を相互に行き来するため、的確な保存及び管理措置を講じるためには、これらの海域における海洋生物資源を一体的に管理する必要があるとの考え方により、本法においては、領海及び内水も漁獲可能量制度の対象とする」<sup>(29)</sup>とされ、T A C 法の対象水域は、排他的経済水域のみならず、領海及び内水（瀬戸内海や東京湾）並びに大陸棚に及んでいる（第二条一項）。

なお、T A C 制度の対象となる海洋生物資源については、中央漁業調整審議会の意見を聴いた上で政令で定めるところとされており、T A C 法ではこれを特定海洋生物資源と呼んでいる（二条三項・四項）。規制対象となる海洋生物資源の決定基準は、(1)採捕量及び消費量が多く、日本の国民生活又は漁業上重要な海洋生物資源、(2)資源状態が悪く、緊急に漁獲可能量による保存及び管理を行うことが必要な海洋生物資源、(3)日本周辺海域で外国漁船による漁獲が行われている海洋生物資源のいずれかに該当するものであって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見の蓄積があるものとされる。<sup>(31)</sup>これらの基準を勘案して、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令は、特定海洋生物資源として、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサゴ及びゴマサバ、ズワイガニの六種類を指定した。なお、一九九八年一月一日に新たにスルメイカが特定海洋生物資源として追加された。

## 2 日本の国内立法と旧日韓漁業協定の矛盾

問題は、TAC法が制定された時点で韓国及び中国との間には海洋法条約が認める沿岸国の規制を及ぼすことができないう旧協定が締結されていたことである。旧協定の下では、日本の沿岸の基線から一二海里以遠の海域では旗国主義による規制が行われていた。換言すれば、日韓両国の関係においては、一二海里以遠の海域はなお公海としての地位を有していた。そこで、いわゆる漁業主権法は、附則第二条で「第四条から第一三条まで（第一四条一項において準用する場合を含む。）及び第一四条第二項の規定については、政令で、当該規定ごとに外国人及び海域を指定して適用しないこととすることができる」との規定を置いた。その趣旨は、本法が効力を生ずる日（一九九六年七月二〇日）に、日韓及び日中の旧協定が存在しているために、特例として、大韓民国・中華人民共和国国民に対しては、同法の具体的規制を適用しないという趣旨であるとされる。もっとも、この適用の特例はあくまで暫定的な措置であり、同条には、「ただし、政令で期限を定めたときは、その期限までの間に限る」の一文が入っている。したがって、この特例措置が継続されている間は、大韓民国・中華人民共和国国民は、いわゆる漁業主権法に規制されることなく日本の沿岸の基線から一二海里以遠の海域で特定海洋生物資源を採捕することができるので、TAC法では附則第二条で、「第七条から第二三条までの規定については、政令で、特定海洋生物資源を指定して適用しないこととすることができる」との条文を置いた。その趣旨は、本法のうち強制的な内容を定める第七条から第二三条（たとえば、立入検査や罰則その他）については、日本の漁業者にも適用しないというものである。しかし、日本の漁業者はそれ以外の条文については、TAC法に拘束されるのであり、基本計画や都道府県計画で定められた大臣管理量や知事管理量については、行政指導が及ぶことになる。<sup>32</sup>その結果、日本漁民に不公平感が生ずることになった。こうした状況の中で、特定海洋生物資源の保存及び管理を的確に行うことはきわめて困難であった。そこで、日本の漁業者は政府に対

して、排他的経済水域の「全面設定」及び関連法の「全面適用」を求めたのである。その背後には、韓国や中国の漁業者に対して特例を認める結果、これら特定海洋生物資源の保存管理の実効性が失われているとの懸念が日本の漁業関係者にあつたものと思われる。こうした事態に直面し、これらの海域で操業する漁業者を抱える六府県（兵庫、島根、鳥取、福井、石川、京都）は二〇〇海里排他的経済水域の全面設定と漁獲可能量の運用に配慮することを求める陳情を関係省庁に行つたのである。旧協定の一方的終了通告という重大な政治決定を行つた要因の一つに、排他的経済水域のいわゆる「全面設定・全面適用」を求めるこうした漁業者の強い要望があつたことはまぎれもない事実である。次に、こうした国内事情を背景に改定交渉がなされた結果、新たに韓国との間に締結された日韓漁業協定の内容について検討してみたい。

#### 四 新日韓漁業協定の締結とその意義

##### 1 新日韓漁業協定締結の経緯

日本政府は、漁業者によるこうした声の高まりを受けて、国連海洋法条約の国会審議に先立ち、一九九六年二月二〇日に「国連海洋法条約締結及び海洋法制整備について」の閣議決定を行い、「韓国及び中国との漁業関係に関し、両国との協議により海洋法に関する国際連合条約（仮称）の趣旨を十分踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されることとなるよう、速やかに交渉を開始し、合理的期間内に結論を得るよう鋭意努めるものとする」ことが了解された。しかし、合理的期間といつてもどの程度の期間を目標とするかということが問題になり、同年三月二二日、与党三党（自由民主党、社会民主党及び新党さきがけ）は、

「一 日韓漁業協定については、本年中に改定方針の合意を得ることを基本とし、一年以内を目途に交渉を進めるものとすること。二 積極的に協議せるも、その改定方針の合意が得られないと見通される場合には、『排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律』及び『海洋生物資源の保存及び管理に関する法律』の關係規定が、その一年後には全面的に適用されることとなるよう対処するものとする」とを政府に申し入れたのである。<sup>(34)</sup>

さらに、国会においても、日韓漁業協定に関連して次のような委員会決議がなされた。すなわち、衆議院農林水産委員会において、「国連海洋法条約の実施に伴う漁業関係法律の施行等に関する件」が委員会決議され、「二百海里の排他的経済水域については、新たな法制度に基づき我が国周辺水域に全面的に設定しすべての国の国民に同制度を適用するため、国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた新たな日韓・日中漁業協定が速やかに締結されることになるよう交渉に最善を尽くすとともに、交渉の経過等を踏まえ必要な措置を取ること」が政府に求められた。また、参議院海洋法特別委員会においても、「排他的経済水域については、国連海洋法条約に基づく沿岸国の権利として、新たな法制度に基づき、我が国周辺水域すべてに設定するとともに、すべての国の国民に同制度を適用すること。また、国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえて、日韓・日中漁業協定の改定交渉を強力に進め、速やかに締結を期することともに、交渉経過等に対応して必要な措置を講ずること」が附帯決議された。<sup>(35)</sup> こうして日本政府は、国会により、「交渉経過等に対応して必要な措置を講ずること」を要請されたのである。実際、その後、日韓漁業協定の改定交渉が難航するや、与党三党の政策責任者は協定の終了を韓国側に通告するよう外務省に申し入れた。日本による一方的な終了通告という戦後の日本外交としては思い切った措置がとられた背景には、交渉の進展をはかる新たな契機を作るとい

う政府の政策的判断とともに、こうした政治的事情があったのである。

前述したように、日本側の一方的終了通告により中断されていた日韓両国の交渉は、金大中大統領の就任後再開され、大統領の訪日直前、両国間で新協定の基本合意が行われた。新聞報道によれば、その内容は、①両国が領有を主張している竹島（韓国名・独島）付近に暫定水域を設け、共同で資源管理を行う。②暫定水域の東端線は東経一三五度三〇分、西・南端は沿岸から三五海里を基本とする。この基本合意では、日本側が当初主張していた東経一三五度以西よりも、東端線が三〇分東に移動したために、イカやカニの好漁場である大和堆のかなり部分が暫定水域に含まれることになり、石川、福井、兵庫、鳥取県などの漁民にとっては不満の残る内容となった。③相手国の水域での漁獲割り当ては双方がそれぞれ上限を設け、以後数年間で削減し、両国同量とする。いわば相互入会の措置が合意されたのである。なお、漁獲割当量は初年度で韓国側二二万トン、日本側一〇万トンであった。<sup>(36)</sup>その他、スケトウダラについては、韓国側に初年度一万五千トンの漁獲割当を行い、二年目以降はゼロとし、ズワイガニについては、初年度及び二年目は既存実績の五〇%、三年目以降ゼロとすることが合意された。日本は韓国への漁獲割当量の決定にあたって、海洋法条約が定める「その国民が伝統的に当該排他的経済水域で漁獲を行ってきた国」（第六二条三項）として韓国の漁獲実績を考慮したのである。このように、大和堆での操業権や日本側水域での漁獲実績の考慮など基本合意は韓国側にとってはそれなりに満足のゆく内容であったのではないかと推測される。もっとも、日本側にとっても完全に不利な内容になっているともいえない。なぜなら、基本合意に達しなければ、お互いの漁民は相手国の排他的経済水域から締め出されるわけで、韓国済州島周辺を主力漁場とするサバ、アジ、イワシなどの回遊魚を採捕している日本の大型・中型まき網漁業にとって、それは死活問題となるからである。<sup>(37)</sup>

## 2 新日韓漁業協定の合意内容

こうした基本合意を受けて、鹿児島において高村正彦日本外相と洪淳瑛韓国外相によって新しい日韓漁業協定が一九九八年一月二八日署名された。翌一九九九年一月二日、ソウルで批准書が交換され、同協定は即日発効した。同協定は、全文一七カ条と「この協定の不可分の一部を成す」(第一四条) 附属書Ⅰ及び附属書Ⅱからなっている。その他、合意された議事録(協定第九条二項の東シナ海の暫定水域に関連する合意)、協定の規定に反する操業が行われた場合の措置に関する書簡及び大韓民国の国民及び漁船に対する漁獲割当量に関する日本側書簡が公表された。

### (1) 合意の性格―漁業秩序に関する境界画定

附属書Ⅰの「両締約国は、排他的経済水域の早急な境界画定のため、誠意をもって交渉を継続する」(一項)との文言が示すように、今回の新協定は、竹島の領有権をめぐる紛争を両国が抱えていることもあり、排他的経済水域に対する沿岸国の主権的権利のうちから漁業に関する主権的権利を抽出して、漁業秩序に関する線引きを行ったものと解することができる。排他的経済水域の境界画定が難航するのは、日本の「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」第一条二項で、相対国との間で合意に基づく境界線が存在しない場合には、中間線までを日本の排他的経済水域とすると規定するように、日本が従来から排他的経済水域の境界画定は中間線原則によるべきだとの立場をとるのに対して、韓国が、日本海では中間線としても、東シナ海における境界画定については「閉鎖海」の理論やカットオフ効果理論など種々の要素の考慮を排他的経済水域の線引きに求めているからだとされる<sup>(38)</sup>。その意味で、新協定における境界は、あくまで漁業に関する水域についての境界線ということになる。今回、こうした形での協定が可能になったのは、竹島周辺の海域を両国漁民が操業しうる暫定水域とすることで両国が合意したからである(第九条一項)。



それは、両国が漁業問題と鳥の領有権問題は切り離して解釈するという立場を採用したことを意味し、実際、新協定はそのために、「この協定のいかなる規定も、漁業に関する事項以外の国際法上の問題に関する各締約国の立場を害するものとみなしてはならない」(第一五条) という、いわゆるディスクレーマー条項を置いている。<sup>39)</sup>

(2) 相互入会制度

ところで、新協定の前文が、「両国が千九百八十二年十二月十日に作成された海洋法に関する国際連合条約(以下『国連海洋法条約』という。)の締約国であることに留意し、国連海洋法条約を基礎として、両国の間に新しい漁業秩序を確立し」と述べるように、旧協定と異なり、新協定では国連海洋法条約がその基礎に置かれている。その第一条は、まず新協定の適用対象となる協定水域を両国の排他的経済水域とし、続いて第二条で、「互恵の原則に立脚して、……自国の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する」相互入会の措置を規定した。そして、国連海洋法条約の考え方に沿って、「各締約国は、自国の排他的経済水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他操業に関する具体的な条件を毎年決定し、その決定を他方の締約国に書面により通報する」(第三条一項) こととした。その決定を行うに当たり、各締約国は、第二条で設置される日韓漁業共同委員会(各一名の代表と委員で構成される)の協議の結果を尊重することを約束した。ところで、こうした「委員会のすべての勧告及び決定は、両締約国の政府の代表の合意によってのみ行う」(第二二条六項)と規定されているので、実際には各締約国が、自らが合意した内容と異なる決定を独自に行う余地はほとんどないと思われる。しかし、新協定では、その決定に当たり、各締約国が独自に「自国の排他的経済水域における海洋生物資源の状態、自国の漁獲能力、相互入会の状況その他の関係する要因を考慮する」(第三条二項)

ことも排除されていない。

(3) 日韓漁業共同委員会の役割

なお、日韓漁業共同委員会の協議の結果には、勧告と決定の二つの場合が規定されていることが注目される。すなわち、第一二条四項は、排他的経済水域における具体的な操業条件、操業の秩序維持、漁業協力及び第九条一項が定める暫定水域（竹島周辺の北部暫定水域）における海洋生物資源の保存管理措置等について協議し、両締約国に「勧告」すると規定する。ところが、同条五項は、第九条二項が定める暫定水域（東シナ海の南部暫定水域）に関する委員会の海洋生物資源の保存及び管理に関する事項の協議の結果は、勧告ではなく「決定」とされており、委員会の協議結果の法的効力に区別を設けている。これは、一九九七年一月一日に締結された日中漁業協定が、新日韓漁業協定の南部暫定水域の南に北緯三〇度四〇分及び北緯二七度の間の日中両国のおおむね距岸五二海里の各緯度線上の点で囲まれた水域に暫定措置水域を設け（第七条一項）、同水域は日中共同で海洋生物資源の量的管理を行う水域とし（同条二項）、日中漁業共同委員会が「第七条の規定に関する事項について協議し、決定する」（第一条二項②）と規定しているのに合わせた結果だろうと推測される。また、北部暫定水域とは異なり、南部暫定水域は韓国の漁獲実績も比較的少ない水域であることも、こうした区別の導入を可能にした理由であるかもしれない。なお、今回の新協定では、韓国のこの付近の水域での操業に配慮し、「合意された議事録」を作成し、「両政府は、東シナ海における円滑な漁業秩序を維持するために、緊密に協力する」とし、「日本国政府は、協定第九条に定める水域の設定に関連し、大韓民国の国民及び漁船が、東シナ海の一部水域において日本国が第三国との間で構築した漁業関係の下で一定の漁業活動を行うことが可能となるよう当該第三国の政府に対して協力を求める意向を有する」ことを確認し

た。

(4) 沿岸国主義の採用

新協定では、国連海洋法条約の考えに沿って、「各締約国の国民及び漁船は、他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うときには、この協定及び漁業に関する他方の締約国の関係法令を遵守する」(第五条一項)ことを求めている。「各締約国は、自国の国民及び漁船が他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うときには、……操業に関する具体的な条件及びこの協定の規定を遵守するよう、必要な措置をとる」と規定するが、「この措置は、他方の締約国の排他的経済水域における自国の国民及び漁船に対する臨検、停船その他の取締りを含まない」(同条二項)として、旧協定が沿岸の基線から一二海里以遠の海域では旗国主義に基づく取締りを行っていたのに対して、これを放棄している。代わって、新協定では、「各締約国は、他方の締約国の国民及び漁船が自国の排他的経済水域において漁獲を行うときには、……自国が決定する自国の排他的経済水域における操業に関する具体的な条件及びこの協定の規定を遵守するよう、国際法に従い、自国の排他的経済水域において必要な措置をとることができる」(第六条一項)と規定し、国連海洋法条約が定める沿岸国管轄権を承認している。この「必要な措置」の中には拿捕や抑留が含まれるが、「拿捕され又は抑留された漁船及び乗組員は、適切な担保金又はその提供を保証する書面を提出した後速やかに釈放される」(同三項)と国連海洋法条約第七三條二項の趣旨に沿った条文が採用された。また、日本海より南西に下り対馬西海峡を通って東シナ海に入る海域については日韓大陸棚北部境界画定協定に定める境界線を漁業暫定線とし、漁業に関する主権の権利を行使する水域の境界線とすることも合意された(第七條)。そして、当該境界線の自国側の水域を自国の排他的経済水域とみなして、第二條の適用対象水域としたのである。

## (5) 暫定水域

なお、既述したように、日本海及び東シナ海においては、北部暫定水域と南部暫定水域を設定し、日韓漁業共同委員会の協議を通じ、漁業種別の漁船の最高操業隻数を含む適切な資源管理を行うことが決定された（第九条、附属書Ⅰの二及び三）。こうした暫定水域の違反操業については共同取締り方式はとらず、各締約国は日韓漁業共同委員会における協議の結果による勧告を尊重して、「この水域における海洋生物資源の保存及び漁業種別の漁船の最高操業隻数を含む適切な管理に必要な措置を、自国の国民及び漁船に対してとる」（附属書Ⅰの二(2)及び三(2)）という旗国主義が採用されたが、違反を発見した場合には、他方締約国に通報することができるとされた（同二(5)及び三(5)）。そこで、取締りの実効性を高めるべく、両国は、「協定の規定に反する操業が行われた場合の措置に関する書簡」を交換し、厳正な措置をとることをお互いに約束した。この暫定水域での生物資源の保存管理の方法として、「漁業種別の漁船の最高操業隻数」（いわゆる入口規制）のみが例示としてあげられ、「魚種別の漁獲量」（いわゆる出口規制）が明示されていないのは懸念されるが、両国が同水域で適切な資源管理を行うことを期待したい。なお、漁船の安全操業、事故の解決等については、旧協定第八条と同趣旨の規定が第一条に置かれている。

## (6) 紛争解決その他

ところで、新協定は、同協定の解釈・適用に関する両国間の紛争が協議によって解決されない場合は、仲裁委員会によって解決するという方式を採用した（第一三条）。周知のように、国連海洋法条約第二九七条三項(b)では、排他的経済水域における生物資源に関する自国の主権的権利に関する紛争については、紛争解決の方式として調停を予定している。しかし、新協定では、旧協定第九条と同様に、仲裁委員会方式を採用した。ただし、旧協定では「いずれ

か一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員」(第九条二項)と規定するように義務的仲裁となっていたが、新協定では「いづれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の原因が記載された当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した場合においてその要請に応ずる旨の通報を他方の締約国の政府に対して行うときには」(第三条二項(1))と規定され、任意仲裁になっている点に違いがみられる。当然のことながら、この新協定の締結により、旧協定は失効する(第一七条)。なお、終了通告がなされない限りは引き続き効力を有する点は同じだが、旧協定とは異なり、新協定ではその有効期間は三年とされ、終了通告後の失効の期限到来も六カ月に短縮されている(第一六条)。さらに、先の基本合意で妥結されたスケトウダラ及びズワイガニの漁獲割当量については、「大韓民国の国民及び漁船に対する漁獲割当量に関する日本側書簡」を送り、これを確認した。また、日本の排他的経済水域における大韓民国の国民及び漁船に対する他の魚種の漁獲割当量の合計も、当該魚種の既存の漁業実績を基準とし、一九九九年から三年で、大韓民国の排他的経済水域における日本国の国民及び漁船に対する漁獲割当量と等量とすることを表明した。このように、新協定では、余剰原則を嚴格には適用せず、一定期間の間は、韓国漁民の漁業実績を勘案する漁獲割当方式を採用している。

いずれにしても、締約国の基線から一二海里以遠の海域では旗国主義に基づく資源管理措置をとっていた旧協定とは異なり、新協定では、原則として沿岸国が資源管理を行い、新協定の前文に「海洋生物資源の合理的な保存及び管理並びに最適利用の重要性を認識し」とあるように、海洋法条約の趣旨を踏まえた漁業秩序の確立を目指す内容となっている。一般に、漁業協定の理念の一つが漁業資源の保護にあることは言うまでもない。<sup>(40)</sup> たしかに旧協定にも

「資源の保存」(前文)への言及はあったが、漁業資源の保存管理に対する関心が比較的薄かった旧協定締結の時期と比較すれば、海洋生物資源の保存管理に関する度重なる言及を行う新協定は、まさに国連海洋法条約以後の現代の状況を反映しているといえよう。旧協定でも共同規制水域については第三条で暫定的漁業規制措置をとることとし、附属書でその内容として最高出漁隻数等による規制が、また合意議事録によって年間漁獲基準量が設定されていた。しかし、年間漁獲量はあくまで出漁隻数による規制にあたっての指標にすぎなかったとされる。<sup>(41)</sup> 中村洸教授の表現を借りれば、「旧協定の目標は、韓国周辺海域における一定の魚種の保存計画に伴う規制よりも、むしろ日韓両国の漁船間の紛議の調整におかれてい」たのである。<sup>(42)</sup> その意味で、今回の新協定による排他的経済水域の海洋生物資源の保存管理のためのTAC制度の導入は、日韓の漁業秩序における質的転換ともいべき変化である。

もっとも、残念なことに、当初、この新協定は両国の排他的経済水域での漁法や漁獲隻数で合意に達せず、その結果、同協定は効力を発生したものの、一時は相手国の経済水域で操業できない事態を招来した。最大の対立点は、韓国漁船が北陸、山陰沖で使用してきた底刺し網漁とかご漁の扱いで、日本側がこうした漁法はズワイガニなどの乱獲につながるとして全面禁止を主張したのに対して、韓国側は使用継続を主張した。その結果、操業隻数や漁期など操業条件全体の合意が見送られ、相手国の排他的経済水域で操業できなくなる事態が発生した。<sup>(43)</sup> 前述したように、日本は、いわゆる「漁業主権法」第五条で、「外国人は、排他的経済水域においては、……漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない」と規定している。当然のことながら、許可証なしで日本の排他的経済水域で操業した外国船舶は取締りの対象となるわけで、韓国漁船についても新協定での入会操業が実施されない限り、同法が適用されることになる。その結果、一九九九年一

月二三日、長崎県対馬沖で操業していた韓国漁船第三ソンジン号とナムヨン号が拿捕される事件が発生した。さらに、同海域では韓国はえ縄漁船ヒョンチエ号も拿捕された。<sup>(44)</sup>

こうした事態を受けて、操業条件に関する両国間の実務者協議は一時中断していたが、拿捕された韓国漁船員の早期釈放が実現するなどの環境整備もあって、二月三日ソウルで協議が再開され、同月五日、操業条件について漸く決着した。その結果、日本の排他的経済水域内での韓国漁船の底刺し網漁は日本の主張に沿って禁止された。代わりに日本は東シナ海の一部での韓国の流し刺し網漁を認めた(ただし、流し刺し網の長さは五キロ以下、同時操業隻数は五隻以下に限定された)。また、かご漁については、ズワイガニの混獲の恐れのないアナゴかご漁に限って、山口、九州沖の日本の排他的経済水域内で認められた。そして、最終的に本年の漁獲割当量は、韓国での排他的経済水域での日本の割当量は九万四千トン、日本の排他的経済水域での韓国の割当量は約一五万トンで決着したのである。こうして、日韓の漁業関係者にとって操業停止が長引くという最悪の事態は避けられることになったのである。その後、両国は、新協定に基づき漁業種類別操業条件及び漁獲割当量を決定した。その結果、日本の排他的経済水域における韓国漁船の主な割り当ては、①サンマ棒受網漁業二五、六一二トン、操業隻数五二隻、②イカ釣り漁業一〇、七三五トン、操業隻数五五八隻、③アナゴ筒漁業一、五〇〇トン、操業隻数六八隻などとなった。他方、韓国の排他的経済水域における日本漁船の主な割り当ては、①大中型巻き網漁業七六、九八七トン、操業隻数三四九隻、②イカ釣り漁業<sup>(45)</sup>四、二六トン、操業隻数三五〇隻などとなった。こうして、新協定には国連海洋法条約の海洋生物資源の保存管理のシステムが反映されることとなったのである。

## 五 おわりに

新日韓漁業協定は、「両国の間の漁業の分野における協力関係を更に発展させることを希望して」(前文)締結されたものであり、とりわけ「協定水域における海洋生物資源の合理的な保存及び管理並びに最適利用に関し相互に協力する」(第一〇条)ことをめざすものである。その意味で、国連海洋法条約の考え方が強く反映された協定といえる。日本海及び東シナ海の豊かな漁業資源を過剰漁獲から守るため、両国には、国連海洋法条約のMSYの考え方に沿って、漁業資源の回復に努めることが要請されている。それこそが、日韓の両漁民に安定した操業と漁業経営をもたらす唯一の方策である。

あるいは、両国は国連海洋法条約の考え方をさらに一歩押し進めて生物資源の保存管理にあたる必要があるかもしれない。たしかに、海洋法条約は、「沿岸国は、排他的経済水域において、(a)海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源(生物資源であるか非生物資源であるかを問わない。)の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を有する」(第五六条一項)と規定するが、それを天然資源たる漁業資源に対する沿岸国の永久的主権と捉える発想はもはや捨てるべき時期に来ているかもしれない。なぜなら、この発想では排他的経済水域での過剰漁獲を容易に招くことになるからである。今日、公海での漁業実績がいくぶん伸長しているとはいえ、依然として実際の漁獲量の約九〇%前後が世界の二〇〇海里排他的経済水域内で採捕されている。その経済水域内での総漁獲量も一九八九年の約八千二百万トン<sup>(46)</sup>をピークに減少を続けているといわれる。そうした中で、途上国の約七〇%の漁場では再生産力を超える過剰漁獲が行われているという。かかる現実を前に、今や発想の転換が沿岸国に求められているように思われる。



世界の海に連なる排他的経済水域での漁業資源の保存と最適利用のための国際協力義務が沿岸国に負わされているのだという発想に立たなければ、過剰投資による過剰な漁獲努力によって乱獲の危険にさらされている海洋生物資源のMSYを維持することは困難であろう。<sup>(47)</sup> 新協定の締結を契機に、日韓両政府がその漁業政策をあらためて点検し、資源管理型漁業のさらなる定着、推進に努力することを期待したい。両国は、今や漁業先進国として世界の漁業政策に影響を与えうる国であるからである。過剰漁獲を戒め、「責任ある漁業」を日本海及び東シナ海に確立するために、漁業資源の持続的利用のための保存と管理を行う国際協力のモデルとなりうるような新協定の運用を期待したい。

(1) 同法は二〇〇海里の排他的漁業水域を設定したが、日韓・日中漁業協定に配慮し、大韓民国及び中華人民共和国国民に対してはその適用を除外した(同法第一六条及び同施行令第六条)。なお、同法を廃止し、一部改正という法形式をとらなかつた理由は、①同法があくまで第三次国連海洋法会議の結論が出るまでの暫定措置として実施されていたこと、②新法が国連海洋法条約に基づく排他的経済水域の設定等を前提として、恒久法として定められたものであることによるとされる。海洋法令研究会編著『国連海洋法条約関連水産関係法令の解説』(大成出版社、一九九七年)、八〇頁。

(2) これらの法律に「水産資源保護法の一部を改正する法律」を加えて「水産四法」という。なお、日本は海洋法条約の批准に際して、「領海法」の一部改正、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の一部改正、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正、「海上保安庁法」の一部改正を提案した。これらを総称して、関連八法案と呼ぶ。これらの法律制定の経緯とその意義については、中村 洸「国連海洋法条約と海洋基本法」『ジュリスト』No.1096、三四—三九頁参照。

(3) 田中則夫「韓国漁船拿捕事件—日本の領海基線の変更と日韓漁業協定—」『龍谷法学』第三二巻四号、一一五頁。

(4) Choon-Ho Park, *East Asia and the Law of the Sea*, Seoul National University Press, 1983, p. 148.

(5) 日本は政令によって、いくつかの島の沿岸に沿って引いた直線基線の一五の「集合」を創設した。これら一六二の直線基線の各部分は〇・〇九海里から六二・二七海里の長さに及んでいる。その七一・六%は二四海里以下(一一六の各部分)、その

一九・一％は二四・一海里から四八海里（二一の各部）、九・三％は四八・一海里より長い（二五の各部）。そして、最長は六一・二七海里である。United States Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs, *Limits in the Seas*, No. 120, p. 3. 同文書は、第九〇九テッド号事件で問題となった見島と鳥屋鼻北端間の直線基線について、国連海洋法条約第七条一項が定める地理的条件を満たしていないとの立場を表明している。ただし、同文書は米国政府の公式の立場を反映するものではなく、実際、米国が法外な直線基線設定国として抗議している国（リビアやベトナム等）に日本は入っていない。地理的条件を過度に強調するくらいがある同文書は、直線基線設定の基準として沿岸国に地理的条件に加え経済的条件を考慮に入れることを許す海洋法条約の解釈としては、やや硬直的である。かつてオコンネルは、第七条の前身である領海及び接続水域に関するジュネーブ条約（一九五八年）第四条について、「司法判決に利用可能な条文ではなく、立法府に対する授權である」と評した程であった。D. P. O'Connell, *The International Law of the Sea*, Vol. 1, Clarendon Press, 1982, p. 218.

(6) 一九九二年から一九九六年平均で、日本の排他的経済水域内の韓国漁船漁獲実績はほぼ一六〇〇隻、漁獲量約二二万トン程度、これに対し、日本漁船の韓国水域での操業実績は、約一六〇〇隻、九万トン程度といわれており、韓国側への打撃は大きかった。杉山晋輔「新日韓漁業協定締結の意義」『ジュリスト』No. 1151, 一〇五頁。

(7) 韓国政府は、日本が設定した直線基線は、旧漁業協定の「一方の締約国がこの漁業に関する水域の設定に際し直線基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議の上決定するものとする」（第一条一項ただし書き）との規定に反し、協議を得ていないために無効との立場をとり、一連の韓国漁船拿捕は認められないと主張した。第九〇九テッド号事件に対する松江地裁浜田支部判決に対する日本側の立場からの論文としては、拙稿「新領海法施行をめぐる一考察―外国人漁業規制法違反事件について―」『海洋法条約体制の進展と国内措置』第二号（日本海洋協会、一九九八年）二二―四二頁参照。韓国側の立場からの論文として、cf. Hee Kwon Park, "Japan v. Kim Sun-Ki Case No. 35, 1977 (Matsue District Court, Shimane Prefecture, Japan, August 15, 1997)," *The American Journal of International Law*, Vol. 92, No. 2, 1998, pp. 301-305. 他に、中村洗「直線基線の設定により日本の領海となった海域における韓国漁船の取締りと裁判管轄権」『ジュリスト』No. 1135 [平成九年度重要判例解説]、二七六―二七八頁。また、第三満久号事件の長崎地裁判決については、田中、前掲論文、一〇六一―一〇八頁参照。

- (8) 杉山、前掲論文、九八頁。
- (9) 同締結交渉は、当初、領有権をめぐる争っている竹島(韓国名:独島)の帰属問題を棚上げし、同島周辺に双方の漁船が操業できる暫定水域を設けることで同意していたものの、当該暫定水域の広さについて両国の主張が対立した。日本側が「東経一三五度以西と沿岸から三五カイリ」を主張したのに対して、韓国側は「東経一三六度以西と沿岸から三四カイリ」を主張し、結果的に両者の溝が埋まらなかった。もう一つの対立点は、漁獲可能量をめぐる対立であった。すなわち、漁業資源の保存を主張する日本側と、従来の漁業実績を主張する韓国側の対立であった。
- (10) こうした日本側の一方的終了通告は「水産業界や族議員の思惑」から押し切られたもので、国会での十分な議論を尽くしていないとして批判する論文として、芹田健太郎「日韓漁業協定破棄の法と外交」『ジュリスト』No. 1130、七三―七七頁がある。
- (11) 国連海洋法条約の關係条文の詳しい分析については、拙稿「排他的經濟水域における生物資源の保存とわが国の対応―資源管理型漁業の定着・推進をめざして―」『海洋法關係国内法制の比較研究』第二号(日本海洋協会、一九九六年)、六七―六九頁参照。
- (12) S. Garcia, J. A. Gulland and E. Mille, "The new Law of the Sea, and the access to surplus fish resources-Bioeconomic reality and scientific collaboration", *Marine Policy*, Vol. 10 (1986), p. 193.
- (13) William T. Burke, *The New International Law of Fisheries UNCLOS 1982 and Beyond*, Clarendon Press, 1994, p. 44.
- (14) Satya N. Nandan and Shabirai Roseme et al, *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982 A Commentary*, Martinus Nijhoff, 1993, p. 609.
- (15) 奥脇教授の表現を借りれば、「MSY基準が相対化されている」ということになる。奥脇直也「排他的經濟水域と外国漁業の参入」『海洋法・海事法判例研究』第三号(日本海洋協会、一九九二年)、八頁。
- (16) Burke, *op. cit.*, p. 49.
- (17) G. Moore, *Principles of Fisheries Legislation under the New Law of the Sea (FAO Fisheries Law Advisory Programme, Circular No. 5, 1986)*, pp. 4-5.
- (18) 「保存」(conservation)と「管理」(management)という両概念は、関連するものの本来別個の意味を内包している。

しかし、国連海洋法条約ではこれらの用語の定義は存在しない。一九七六年の米国漁業保存管理法も、「保存及び管理」という用語についての定義を有するのみである(第三条二項)。同法については、高林秀雄「一九七六年漁業保存管理法(抄)」龍谷法学第九巻二号参照。

(19) この「国連公海漁業実施協定」の採択の経緯とその注目点については、拙稿「国連公海漁業実施協定の意義と課題」『海洋法条約体制の進展と国内措置』第一号(日本海洋協会、一九九七年)、八九―一四四頁参照。

(20) 海洋法令研究会、前掲書、三三―三五頁。

(21) 長田朋二「国連海洋法条約関連法(4)海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」『時の法令』第一五三三号、七一―八頁。

(22) 海洋法令研究会、前掲書、一五六頁。

(23) オリジナル方式を採用している国としては、アメリカ、フランス(ただし、EU規則に基づく漁獲努力規制を併用)、デンマーク、スペインなどがある。同上、一五四頁。

(24) 個別割当方式を採用している国としては、ノルウェー、ドイツ、イギリス(漁業団体に漁獲割当量を配分)、カナダなどがある。同上。一五三頁。イギリスの漁船団への個別割当方式がもつ公平性と効率性の抵触という問題については、cf. David Symes, "The Common Fisheries Policy and UK Quota Management," *Ocean & Coastal Management*, Vol. 18 (1992), pp. 319-338.

(25) 譲渡性個別割当方式を採用している国としては、アイスランド、ニュージーランド、ロシア(政府の許可により譲渡)などがある。同上。一五四頁。譲渡性個別割当方式の社会的・生態学的意義については、cf. Bonnie J. McCay, "Social and ecological implications of ITQs: an overview," *ibid.*, Vol. 28 (1995), pp. 3-22。一九八四年に導入されたアイスランドのタラ漁業における譲渡性割当方式の問題点の分析については、cf. Gisli Palsson & Agnar Helgason, "Figuring fish and measuring men: the Individual transferable quota system in the Icelandic cod fishery," *ibid.*, pp. 117-146.

(26) 実際、OECDの一九九三年現在の動力漁船の隻数を見ても、個別割当方式を採用している国の隻数(たとえば、ノルウェー八、八二六隻、アイスランド九五三隻、イギリス一、二一九隻)と比較して、日本の三八六、七五六隻という隻数は圧倒的に多く、現段階で一般的な形で個別割当制度を導入することは困難である。同上、一五四―一五五頁参照。

(27) 同上、一五五頁。

- (28) 中村、前掲論文、三九頁。
- (29) 長田、前掲論文、一〇—一二頁。
- (30) いわゆる「漁業主権法」は、大陸棚であつて排他的經濟水域でない区域の定着性種族について主権的權利を及ぼすとの規定を置いている（第一四條）。
- (31) 海洋法令研究会、前掲書、一六一頁。
- (32) 同上、一三〇—一三三頁及び二四七—二四八頁。
- (33) 漁業水域暫定措置法の下での日韓両国による漁業規制の実態、及び二〇〇海里排他的經濟水域の一方的設定がもたらす問題点の分析については、水上干之「日本と海洋法」（有信堂、一九九五年）、九九—一〇三頁参照。
- (34) 海洋法令研究会、前掲書、二七—二九頁。
- (35) 同上、七〇—七五頁。
- (36) 朝日新聞一九九九年二月六日朝刊。
- (37) 同上一九九八年九月二五日夕刊及び二六日朝刊。
- (38) 杉山、前掲論文、一〇五頁。
- (39) 同上。
- (40) 小田滋「日韓漁業協定の成立」『ジュリスト』No. 327、二〇頁。
- (41) 漁業資源の保存という観点からこうした旧協定の虚構性を批判した論文としては、高林秀雄「漁業協定の問題点」『法律時報』第三七卷一〇号、一四—一五頁がある。
- (42) 中村洸「日韓漁業協定」『国際法外交雑誌』第六四卷四・五号、九五頁。
- (43) 朝日新聞一九九九年二月六日朝刊。
- (44) 同上一九九九年一月二三日夕刊。
- (45) 同上一九九九年二月六日朝刊。その後、韓国政府が追加を求めていた問題も三月一七日に決着した。その結果、日韓両国政府は、韓国の二艘引き底引き網漁船八〇隻を追加する代わりに、韓国の流し網漁船を三〇隻削減し、代わりに日本の底引き網漁船を一〇隻追加することで合意した。

(46) FAOのカロース (J. E. Carroz) 局長は、一九八一年のシンポジウムで、当時の水産業の約九〇%が二〇〇海里水域内で行われていたとの統計数値を示している。Jean E. Carroz, "The Living Resources of the Sea," *Hague Academy of International Law, Workshop 1981*, p. 199. その後の文献では、約九五%という数値を示されている。Rudiger Wolfrum, "Fisheries, International Regulation," in R. Bernhardt (ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, Instalment 11 (1989), p. 111.

(47) 奥脇、前掲論文、一三—一四頁。

\* 本稿は、*Seoul International Law Journal*, Vol. 6, Number 1 (1999) に掲載された論文である。日本語での発表は、このように転載許可を与えて頂いた *Seoul International Law Academy* に厚く御礼申し上げます。